

# 婦人問題研究

第 10 号

1972年1月20日

\* 家庭科教育の変化とそのあり方

宮 下 美智子

\* ある農村婦人の歩みから学ぶ

寿 岳 章 子

## 家庭科教育の変化とそのあり方(要旨)

宮 下 美智子

中学校の女生徒の中に、なぜ女だけが家庭科を習わなければならないのかという疑問があるという。たしかに現在、義務教育の中で性別によって教科を区別しているのは技術・家庭科だけであろう。

戦前、戦中の裁縫科、家事科は女子のみの教科であり、内容は主婦として役立つ実用的な知識、技能が中心で、しかもそれが「婦徳の涵養に資する」というように、家族制度の中に位置づけられた女子のための教育としての役割を果たした。

それに対し、戦後の家庭科発足の趣旨は、憲法24条にうたわれた「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等」の理念に支えられ、民主的な家庭を建設できる人間を作ることにあるとし、家庭科は男女ともに学ぶべきものとされた。内容も「家庭内の仕事や家族関係を中心に学ぶべき」と、とくに後者については「家庭科の中に家族関係の研究は必要欠くべからざる」(昭22学習指導要領試案)とされている。このように家庭科は家庭の民主化と合理化を旗じるしに出発した。

ところがその後の変化を指導要領を中心にみてゆくと、(1)小学校

家庭科では昭和22年の試案以後、昭和26年「家庭生活指導の手びき」が出され、指導要領は昭31、33、43年に改訂されているが、この間の大きな変化は昭和33年において、教科の中心的なねらいとして、衣食住に関する知識、技能の習得を前面におし出した点であろう。他教科との重複をさけ、家庭科の性格をはっきりさせるためとしているが、家族関係をぬきにした「よりよい家庭生活」の方向は、民主化の問題を欠落させ、物質的合理化の方向を進めたものと思われる。

(2)中学校の場合は、昭和22年発足の際、指導要領には家庭科として小中高、一貫した総目標を掲げていたけれども、小学校と異なり、教科としては職業科の一つであり、その後、昭和26年職業・家庭科となり、昭和31年改訂、33年には技術・家庭科、44年改訂の経過をたどっており、家庭科としての独自性は少なく、目標・内容ともに非常にゆれ動いている。とくに大きな変化の傾向をあげるならば、昭和33年技術・家庭科の成立とともに、技術科としての目標(基礎的技術の習得)がより明確に出され、内容も家庭生活の中での技術的側面にかざられたこと、教科内容を性別によってはっきり分け、男子向としては工的技術を、女子向としては生活技術をとした点である。

この変質の背景を考えると、昭和30年代には、日本の資本主義経

済は高度成長期に入り、産業構造の変化は核家族の増加をとめない、資本主義経済がそれらの家庭に求めたものは、労働力再生産の場、商品消費の場としての役割であり、また産業構造の変化に適應できるように進路と適性に応じた産業教育を強化することであった。一方、家庭の中では、すでに反封建意識はかなり定着してきており、封建的なものが主要矛盾ではなく、新しい問題があらわになってきた時期であった。このような状況の下での上述の家庭科の変化は単なる戦前の技能中心への逆もどりではなく、近代化路線の上に立った変質とみるべきではなからうか。すなわち資本主義社会での家庭生活の諸矛盾があらわになってきたとき、それを追求する方向ではなく、技術的な問題に家庭生活の課題を矮小化し、またそれらは主に女の役割であるとして、家庭を固定化的にみてゆこうとする意図がみられる。この方向は現在も基本的に変わっていない。

今後の方向として次のような点をあげておきたい。(1)、家庭科は家庭生活上の技能のみを習得することに傾かず、家庭生活の主体である「家族」の問題をふまえて、家庭生活を総合的にとりあげる。(2)、教科書でとりあげられているような閉鎖的固定的な家庭ではなく、現実に社会に存在する家庭としての問題を考える。(3)、中学校において、家庭科と技術科は別教科とし、おのおの男女共学とする。

## 討論と展望

師走をひかえた例会ということもあってか、参加者がきわめて少なかったことは、やはり残念なことである。婦人センターの二階の小室は、間じきの関係で隣室のざわめきがそっくり聞こえる不都合な会場だが、討論はいたって活発に展開。ただ録音したはずのテー

プが電池切れで無声であったため、にぎやかな討論を再現する材料を司会者の健忘症の頭からひき出すことも不可能で、当日の多様な内容をお伝えできないことを先ずおことわりしておきたい。

要旨にあるとおり、報告者は、戦後の教育のなかで家庭科に対する文部省当局の「学習指導要領」がいかに変化してきたかを、年次を追って資料をととのえ、参会者によくわかるように説明を加えられた。とくにその変化の原因について日本社会の経済状況（いわゆる近代化路線といわれるものの基本）と対応するものとしてとらえるべきだという指摘は、納得させるものであった。この研究会が二年間、問題としつづけた「婦人」に関する多くの課題が、結局は社会と経済（政治）に立ちもどらねば解決しえないということを作りかえし私たちに教えてきたからでもあろうか。

ところで、教育の現場ではこの政府からの方針（先制攻撃）にどう対応してきたかという問題がある。家庭科に限らず、どの分野でも大むね政府方針にはいつも「批判的」ではあったものの、現実には対応は立ちおくれ、与えられた教科をどうさばくかに終わることが多かったといえそうである。教育現場での「受身と後手」がつづく苦い歴史のなかで家庭科は「二十世紀の家庭科教育をめざす」という文部省の方向づけによれば、中教審が示すごとく「いかなる科に属しようと家庭科は女子必修」ということになるのだが、ようやく、「受身と後手」から脱出して自分たち自身の家庭科をどう考えるか、どう教えるかという自主的な「教科編成」にとりくむ教員グループの運動と努力があらわれてきている（たとえば京都地域）という話——出席されたなかに高校の家庭科担当の先生がおられた——は、よろこばしいニュースであった。とくに家庭科を「男女共学」として積極的に位置づけようという方向は、一度で成功するとは思

えないがねばりづよい「反撃」としてとりくまなければならぬと思われる。

討論の話題にのぼったものを列記すると以下のごとくである。

① 戦後の一時期「家庭科男女共学」を経た男子は、男女別学世代の男子にくらべて「家事」を少なくとも軽蔑しないこと、したがってとくに小学校の時期に男子にしっかりと「家庭科教育」をしなければいけないこと、が女として母親としての立場から指摘された。

② 現実にふえている「とも働き」家庭での家族成員の任務は、従来の母・女の仕事の枠をはずし、かなり大幅に分担する形になっている。それなのに、学校で教える教科書の内容や試験の答案の正解は、旧来の「家庭像」を一步も出ていないこと、こういう実際にそぐわない姿を、いつまでも一つの典型や理想として教育するあやまちをどしどし批判していかねばならないことが多くの人の体験から出された。

③ 議論の結論は出にくい性質のものだったが、家庭内での男女の全き平等、同権、対等とは一体どういう形と内容のものかという疑問が出された。現在、いわば「民主的」に運営されている家庭でも男子はあくまで家事の「協力者」であって、最終責任者でないほうが普通である。そこで家庭を運営・管理するにあたって、ともに社会的な仕事をもつ男女が個人の家庭生活でどこまではっきりさせれば本当の平等といえるのかという問題である。逆にまた一体、家庭生活において男女完全平等という方式が可能で必要なことなのかという問題も出された。それは、男女平等を求めて共稼ぎに出た人の家庭生活が平等どころか崩壊するといった現象が少なくはないこととあわせて、考えられるべきことがらでもある。このあたりは、もっと時間をかけて多くの人たちの討論をまちたいところである。

(第十九回例会 十一月二十七日 於婦人センター 参加者十八名 寛久美子記)

## ある農村婦人の歩みから学ぶ

はじめに

十二月例会の報告者は、京都府船井郡園部町熊原に住む兼業農家の主婦、松本幸子さんであった。本研究会はきわめて個性ある有意義なものであったが、恒例のように報告の要旨を発表者に依頼することは、多忙をきわめる農村の人に申しわけないことのように思えるので、司会の寿岳が発表要旨を作り、つづいておこなわれた話し合いの模様報告とくっつけることにした。諒承を得たい。

松本幸子さんの人生から

幸子さんは亀岡に生まれた。女学校時代には本会会員の安田雅子さんに学んでいる(まじめな女学生であった由であるが、今この時点でかつての先生と教え子が本会を機縁として出合うに至ったことじたいまことに意味のある思いがする)。女学校卒業後まもなく園部町熊原の松本家に嫁した。小学校時の先生であった人がこんどは夫となった。

熊原は、現在園部町とは称するものの、山陰線船岡駅からかなり奥へ入った村であって、さびしい典型的な農村である。彼女の婚家には女手がなかった。姑にあたるべき人はとうの昔になくなっており、舅と、夫の弟とがいる家庭であった。義父は村の顔役を長くつとめたような人で、よく酒をのむこわい人であった。それからの幸

子さんの日々は、いわばその父とのたたかひの日々であった。かんしゃくのはげしい人で、嫁入ってしばらくの中に、道具として持つていった鏡もタンスも割られてしまうほどであった。しまいごとをしていけるせなから、バケツいっぱいの水をあびせられたこともあった。

夫はしんぼうせいしんぼうせいというばかり。部落には親類も多く、だれかが中に入ってその辛さを多少なりともゆるめてくれないかと願ったが誰が何をしてくれるわけでもない。もうつづかないというわけで実家に帰る、迎えにくる、留守中自分の衣類がずたずたにさかれていたりする。もう二度と帰るまいと、少し長く実家に帰っていた時のことは忘れられない。婚家に残してきた子どものことを案じていると誰かがこどもの様子を伝えてくれる。あんたのことも、外で服よごしてきて、洗面器でじよぼじよぼそれを洗うてたえといわれて、自分は一切をしんぼうしよう、ただもうこどものために、と再び自分は松本の家に帰った——（ここで彼女ははげしく泣いた。その時の切ない決意のすさまじい孤独感がよみがえったのであろう）。

それ以後の苦しみの道はやがてそれを突破する世界へ通じていた。ある生活改良普及員の指導の料理教室に通った時の話である、自分の苦勞を訴え、誰かがどうかしてくれたりいのにと思っっているという幸子さんのことばに対してその普及員は語った。「いちばんかなんのは誰や」そういわれてハッと自分は気づいた。いちばんカナンののは自分である。他人ではない。それではカナン者が何とかするより仕方がないではないか。以後、自分は鼻にたちむかった。父のまぢがっている時にはお父さんまぢがってますということをはじめた。もちろん父は逆らわれたことのない人、烈火のごとく怒って、

時には村中を棒を持って追いまくられ、もう死ぬかとまで思ったこともある。しかし事態は徐々にかわってきた。何か前とちがってきた。自分が何かをしなければ何ものにも変化はおこらないとの幸子さんの信念とそれに支えられた行動は、一個のめざめた農村婦人をつくり出してゆきつつあった。

折しも、部落にはそうなみに水ききんが起ってきた。村の水源である近くを流れる大堰川を流れる水が、川底が砂利採取のためぐつと抵下して、まるでポンプで水がくめなくなつた。一切の水を川までいって桶につんでくんでこなければならぬ日々。手洗い、炊事、風呂、一切合財すべてくんでこなければならぬ。村の女たちの苦勞は頂点に達した。その苦勞の中で女たちは話しをはじめた。これでええのやろか、何で私たちがこんなになんぎなんやらんのや——水道をひこう。

当然の結論である。しかし、この結論は一向に実現されなかつた。相当の金があることがわかつたので、はじめは同意した男たちが反対したからである。それから汗と泥の苦闘の日月がつみ重ねられた。女はあつかましい、オナゴは樂することばっかり考えよる、そんな声の中で脱落してゆく仲間もいる。しかし、四五人の者はがんばり通した。たった一人でも男性の集まりに出て発言する人も出てきた。おきまりアカヤといわれもした。しかし幸子さんたちはなんとかがんばり通した。カナンことはカナンと言おう、そうせなあかんと気がついた。行政に訴えることもした。署名をあつめた。町会議員に紹介議員になつてもらうにも一日ねばるような苦勞があつた。このほかさまさまの筆舌につくしがたい苦勞の末、京都府へ出かけた。副知事さんは「もっと早く来ればよいのに」といわれ、補助金の約束をして下さり、それから仕事はすすみ出した。切ない涙を流し

ながらせめて夢にでも見たいと思っていた澄んだ水がめいめいの家の蛇口から、あこがれの清い水がほとばしり出た。

全く女の力だった。水道獲得運動の途中で、自分たちの運動は憲法二十五条をくらしの中に実現する運動だとわかった時は、とてもうれしい思いであった。その女の力を何とか文字に記したくて、通水式の際は経過をプリントにして、男たちがいっぱいむといてきかなかったのを、ソラおかしいといってそれをやると記念のふろしきにかえたのをそえようとしたところ、男たちは猛烈に反対した。だからとうとうプリントは止めになったが、式に来て下すった府や町の人々が、これは婦人の力で出来たのだと口々に言ってくれた時、涙が出て止らなかつた。

ごく最近には、去年の春の町会議員選挙ではとうとう仲間から一人の町会議員を送り出した。選挙などについてはまるでしろうとの集りだったが、必死に純粋に動いて、とうとう最下位でも町会に女性を送り出した時のよろこび、私たちが何かをして、何かのみのりを作り出しているというよろこびであった。どんなにたたかれてもたたかれても何とかやってゆかねばならないと私らは思っています。

× × ×  
はじめ松本さんは四十分しゃべるのも大へんだといっていたが、このあたりでとりあえず話に区切りがついた時、すでに一時間十分経っていた。これまでの研究会には全くなかつた話なので、出席者はかたずをのむように聞き入っていたが、あと、さらにつっこんだ話がおこなわれた。

まず最初に松本さんがめざめの機縁を得た料理教室のしくみについて、の若干の質問があつた。ただ機械的に料理を指導に従って作るというような教室ではなく、出席すると言っていたのに欠席したの

はなんでやろと考えることからまず始まる。来ないのを責めるのではなく、来られない理由を考える——ナンデヤロと考えるところから第一歩ははじまる。料理もプリントに頼らない。又、自分の料理を人にちゃんと説明して作らせることが出来る訓練もあるとのこと。やはり農村の人にはそういう運動を成立させ得る素朴さのようなもの、いわば誠実な行動力のようなものではないか、都会の者はいいかげんにめさきばかりごまかす傾向があつて、どこかずるくてたるんでいるのではなからうかという観察が高校の先生から出された。それに対し松本さんは、私たちはそういうことは考えない、出席するといったのに出席しない人、やってくるといった仕事をやってこなかつた人のことを考える時は、せめるのではなく、なんでこられへんのやろ、なんでしとかはらへんのやろということから問題の解決を考えるという発言をした。

そうした水道問題や、婦人の町会議員など出した婦人たちのさまざまな活躍で、村の男性は少しかわつただらうかという質問に対し、松本さんはきわめて印象深い、そして示唆深い返事をした。「ちつともかわつてないんです」司会者は非常に感心した。その観察が出来る力はすばらしいと思う。いわゆるカッコイイ住民運動の記述では、「コノケツカ、部落ノ男性ノイシキモ少シズツカワツテキマシタ、コレモメザメタ婦人達ノ努力ノオカゲデス」とか何とか書かれるものかもしれない。しかし、ほんとうは男たちの意識なんてこれっばかしもかわつていないとの深い洞察。たしかにそう簡単に何千年の男性優越の心情はかわるものではない、そうコロツとかわり得るものならば、もっと昔にかわつてゐる。婦人運動はその認識から出発することが必要であると思うが、松本さん及びこのグループの運動の卓越した強さは、そうした絶対のぎりぎりの孤独とも言え

る境地から出発した。いわゆる感傷や甘っちょろい期待の全くない点にこそあるのだ。

終り頃集中した問題は、松本家の経済権、すなわち財布のひもをだれがにぎっているのかということである。司会者はもう何年も松本さんとつきあっているが、どういうわけかこれほどのしっぺりした人だからサイフのひもはとくににぎっているとばかり思いこんでいた。ところが案外であった。彼女は夫のサラリーについては詳細を全く知らない。それが私の現在の問題で、それで夫としようちゅうけんかですとのことであった。しかし何とかするだろうと私たちは信じるのである（もちろん私たちの言うのはガラスばり経済ということ、妻が一切の金を独占するということではない。秘密の部分がないという意味で、公開経済ということである）。

その他、政治や、農村婦人の労働価値の問題等に話はつきなかつた。比較して都会の主婦についての比較論も出た。とにかく、松本さんのような多くの人たちが農村に出てきたということの意味は、歴史のあらたな展開面であるということでは意見は一致し、そしていわゆる教条主義的なあるいは浅薄な革新運動ではない、ぶあついで血肉をそなえた真のめざめの道を、甚だ具体的に、一人の女性のきわめて切迫した体験談を通じて、頭を通じていない皮膚感覚で把握し得たようであった。

× × ×

筆者の知るところでは、松本幸子さんの属する生活改良グループの運動は今京都の農村にじわじわひろがっている。今冬も、アヤベ、福知山でそれぞれ二百名のグループ員を集めてきわめてみごとな集會が持たれている。

まさしく歴史はかきかえられているというべきであろう。

## 婦人問題に関する私の意見

### 父権の成立・女性の

### 従属についての覚書

脇田晴子

家父長権のもとでの女性の従属が、歴史的な過程のなかで作られてきたことは、平塚らいてうの名文句「元始、女性は太陽であった」によって、広く認識されるにいたっている。歴史的につくられたものは、歴史的にほろんでいく。私たちが従属的位置から解放されるためには、従属が生成された時期に立ちかえり、それがつくられた条件から検討しなければならぬであろう。

社会の発展が、なぜ父権の成立、女性の従属という形に結果したか。エンゲルスが明快に論じている。新しい生産手段——たとえば鉄器の獲得とか、牧畜の習得など——を握ったものが、社会の支配者となる。その支配者は私有財産を蓄積し、その私有財産を自分の子に伝えるために、妻をとじこめ出産、育児に専念させる、と。そこから私の疑問は出発する。それではなぜ、農業を発明したといわれる女性が、新しい生産手段を握れなかったのだろうか。原始時代民族共同体の中心であった女性が、なぜ私有財産を蓄積できずに、男性が蓄積できたのか。それについてエンゲルスは、何も回答を与えてくれない。

ボーヴォワールはさすが女であるだけに、それを考えている。彼女は、女が男に従属したのは、女がはたらく男のそばで労働の道連れにならず人間的共存から除外され、いつまでも生命の神秘に従属していたからであるという。しかし、昔から、働かなかった女はごく一部分であり、大部分の女は働いて、なおかつ従属したのである。それに女の出産・育児というものが、女性従属の原因なら、大部分の女はうかばれない。そして極端に言えば、解放のために女が子を持つことをやめたなら、人類は遠からず死滅する。やはり私は一人の女として、出産・育児にとじこめられたのは、原因ではなくて結果であるという考えにすがりたい。それではまたふりだしにかえて、なぜ女性が権力をにぎらなかつたのか。

渡辺義通氏は「日本母系時代の研究」で、母系氏族制の転覆を、男性の農耕に向けられる労働力の増加によって、生産活動における女性労働力の重要性が減少したからだといっている。女性がほそぼそやっていた母ちゃん農業が、いいとわかって男性がのりだし、大規模にやることによって生産力があがり、男性の優位となったといわれる。これが現在の主流の見解である。この見解は、男性と女性の能力のちがいを前提としている。漠然と、体力か知力か、男性が優越していたために、父権に結果したと考えている。そして文明の進んだ現在においては、力の弱い女性も、ボタン一つで機械を制御できるために、対等になりうる生産力的条件が成熟したと考えるのである。ソヴィエトの日本史学の長老ポドパロヴァ女史も、私の問いに同様の回答を与えられた。

これには少なくとも二つの問題があると考えられる。一つは果して太古より男性の能力（体力か知力いずれにしても）は女性よりすぐれていたかどうか。男性と女性の能力は同じか、それともどちら

かが勝っているか劣っているかというものである。この議論は、男女ともに好んでするものである。男性は優越を確認するために、女性には自信をもちたいという涙ぐましい心情から。しかし私は、こういう議論がそれだけにとどまっていたならば、いたずらに異性の感情を刺激するだけで無意味であると思う。阿片戦争後・革命前の中国で、明治維新後の日本で、東洋人と西洋人の能力の差を論じたとして、士気を鼓舞する以外に何の効果があるろう。それと一緒にである。物理学者長岡半太郎が学生時代に、東洋人が自然科学をやる能力があるかどうかを悩んで、中国の歴史を調べ、大いに自信を得たという話を読んで、涙が出た。私もまた、女は男に能力的に弱いかどうか悩んだ時代があったからである。しかし、こういう問題を科学的に解明できるかどうか、もし、定量分析ができたとしても、それは歴史的存在であり、環境の産物である。男同士的能力の差さえ判定がつかかねるのが事実であろう。まして原始時代の話である。原人の骨をひっくり返しても、なかなか判定はつくまい。東洋人に対する西洋人の、黒人に対する白人の差別をなくしていくのは、東洋人や黒人の現実に発揮する力であろう。それは人間は皆、平等の権利をもつということと、能力において優劣はないということを前提とし、結果において示している。男女の能力差の問題にしても同様である。男女の能力差が本来あるかどうかという命題は、真理の探究同様に解明不可能の問題であり、男女の能力に優劣はないという前提にたたなければ、女性従属の原因の歴史的科学的解明は不可能であると思う。したがってその観点から、なぜ女性が従属したかという理論が組み立てられねばならない。

通説がもっているもう一つの問題は、父権の成立は、各民族ないしは各家族単位になされたのかどうかという問題である。果して農

耕ないし牧畜における男性の生産力の優位が、全体におよんで父権国家を作りあげていくのだろうか。よく働き、生産力の高い男性はすべて権力を獲得したのだろうか。具体的な歴史の過程は、これに否という答えをだしている。生産手段を独占し、私有財産を蓄積する男性は、もちろん共同体の族長クラスの代表者であり、支配者となつていく男性であるが、女性の従属とともに大部分の男性も被支配者として従属したことを忘れてはなるまい。そして父権の成立、女性の従属は、支配階級から徐々に被支配階級に及んでいくものであつて、日本において一般農民層にまで家父長制が及んだのは明治以後とさえいわれる。したがつて、なぜ階級社会成立期に生産手段をにぎり、私有財産を蓄積したのが男性であつて、女性でなかつたのかという問題は、正しくは、族長クラスの男性や女性をのみ対象とするものであつて、共同体成員としての一般の個々の男女には関係のない問題であつたと考えられる。各氏族内部における男と女の働き——甲斐性——の問題ではなくて、氏族のあつまりである部族や部族同盟における族長とか、宗教的権威者——たとえば邪馬台国の卑弥呼のような——が、代表的地位から支配者に転化する過程の問題である。それでは、その過程で、なぜ女から男への権力者の移行がなされたか。私は一つの仮説をもっているが、紙数もつきたので、それは又の機会にゆずりたい。

一九七二年一月二十日印刷発行

「婦人問題研究」 第十号

発行者 京都市東山区山科大宅山田町三四 橘女子大学内

婦人問題研究会

電 (〇七五)五七一—一一一 振替口座番号三一八一七